

調査項目

<改善事項>

項目（労基法関係）	関係法令等	内容
1 一斉休憩の除外 （12号事業場のみが対象）	労基法第34条第2項、給与 条例第34条第2項、給与規 則第66条の3第2号	事業場で働く職員全員に一斉に休憩時間を付与しない場合に、除外 届出が提出されているか
2 【重点】 時間外勤務命令の徹底 （時間外勤務命令もれ）	労基法第37条、給与条例第 15条、「労働時間の適正な 把握のために使用者が講ず べき措置に関するガイドラ イン」（厚労省通知 （H29.1.20基発0120第3 号））	時間外勤務に当たり、命令が行われているか
3 【重点】 時間外勤務手当の支給		時間外勤務に対し、時間外勤務手当が支給されているか
4 三六協定の締結、更新 （12号事業場のみが対象）	労基法第36条	三六協定の締結（更新）が行われ、人事委員会に届出されているか
5 【重点】 三六協定の遵守 （12号事業場のみが対象）		協定で定める限度を超えて時間外勤務が行われていないか
6 【重点】 時間外勤務命令の上限規制の遵守	給与規則第67条の3の2	給与規則で定める上限時間を超えて時間外勤務が行われていないか
7 断続的な宿日直勤務の許可	労基則第23条	断続的な宿直又は日直勤務を行う場合には、許可申請を受けている か
8 断続的な宿日直勤務回数		宿日直勤務は、人事委員会の許可を受けた限度回数を守っているか

項目（安衛法関係）	関係法令等	内容
9 労働時間の状況の把握	安衛法第66条の8の3、安 衛則第52条の7の3	長時間労働者（管理職員を含む。）へ面接指導を実施するため、労 働時間の状況の把握がされているか
10 医師による面接指導等の実施	安衛法第66条の8、安衛則 第52条の2、3	長時間勤務を行った職員に対する医師による面接指導が、任命権者 の基準により実施されているか
11 衛生管理者・安全管理者・産業医の選任報告 書の提出 （職員が50人以上の事業場のみが対象）	安衛法第100条 【衛生管理者】 安衛法第12条、安衛令第4 条、安衛則第7条 【安全管理者】 安衛則第11条、安衛令第3 条、安衛則第5条 【産業医】 安衛法第13条、安衛令第5 条、安衛則第13条	現在の衛生管理者・安全管理者・産業医について選任報告書が人事 委員会に提出されているか
12 衛生委員会の開催 （職員が50人以上の事業場のみが対象）	安衛則第23条第1項	事業場に設置する衛生委員会が毎月1回以上開催されているか
13 衛生委員会の議事概要の保存	安衛則第23条第4項	衛生委員会における議事の概要が3年間保存されているか
14 衛生委員会の議事概要の周知	安衛則第23条第3項	衛生委員会の議事の概要が掲示、配布、庁内LAN等の方法により職 員に周知されているか
15 衛生推進者の選任 （職員が10人以上50人未満の事業場のみが 対象）	安衛則第12条の2、第12条 の3	衛生推進者が選任されているか

16	定期健康診断の受診	安衛法第66条第1項、第5項、安衛則第44条	対象職員全員が定期健康診断を受診しているか
17	定期健康診断結果報告書の提出 (職員が50人以上の事業場のみが対象)	安衛法第100条、安衛則第52条	定期健康診断結果報告書が人事委員会に提出されているか
18	特殊健康診断の受診	安衛法第66条第2項、有機則第29条、特化則第39条、鉛則第53条、高圧則第38条、電離則第56条	特殊業務の従事者について、特殊健康診断を受診させているか
19	特殊健康診断結果報告書の提出	安衛法第100条、有機則第30条の3、特化則第41条、鉛則第55条、高圧則第40条、電離則第58条	特殊業務に係る特殊健康診断結果報告書が人事委員会に提出されているか
20	労働者死傷病報告書の提出	安衛法第100条、安衛則第97条	職員が事業場内で負傷等により死亡し、又は1日以上休業した場合に労働者死傷病報告書が人事委員会に提出されているか
21	熱中症対策の実施	安衛則第612条の2	対象となる事業場について、報告体制等の整備、実施手順の作成及び関係作業員への周知等の熱中症対策が実施されているか
22	機械等の設置届の提出	安衛法第88条	対象となる機械等について、設置届が人事委員会に提出されているか (設置届は、機械等を設置する工事の30日前までに届出が必要)
23	機械等の定期自主検査(年次検査)	安衛法第45条第1項、第2項、安衛令第15条	対象となる機械について、年1回の定期自主検査(年次検査)が実施されているか、また、法定の点検項目に係る点検状況の記録が3年間保存されているか
24	機械等の定期自主検査(月次検査)		対象となる機械について、月1回の定期自主検査(月次検査)が実施されているか、また、法定の点検項目に係る点検状況の記録が3年間保存されているか
25	作業主任者の選任・周知	安衛法第14条、第18条	対象となる業務について、作業主任者が選任されているか、作業主任者の氏名及び作業主任者に行わせる事項を、関係労働者に周知されているか
26	従事者への特別教育の実施・記録の保存	安衛法第59条第3項、安衛則第36条、第38条	対象となる業務の従事者について、特別教育を行い、また、受講者、科目等の記録が3年間保存されているか
27	リスクアセスメントの実施	安衛法第57条の3、安衛則第34条の2の7第1項	法令に規定された時期にリスクアセスメントが実施されているか
28	リスクアセスメントの実施結果等の記録、保存、周知	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメントを実施した場合に、当該記録の作成、保存及び周知がされているか
29	衛生委員会への付議事項の追加 (職員が50人以上の事業場のみが対象)	安衛則第22条	リスクアセスメントに関する事項が、衛生委員会に付議されているか
30	関係労働者への意見聴取の実施	安衛則第23条の2	リスクアセスメントに関する事項について、関係労働者への意見聴取が実施されているか
31	化学物質管理者の選任	安衛則第12条の5	リスクアセスメント対象物を製造し、取扱う事業場ごとに化学物質管理者が選任されているか
32	保護具着用管理責任者の選任・周知	安衛則第12条の6	リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を着用させる場合に保護具着用管理責任者が選任されているか、保護具着用管理者の氏名が、関係労働者に周知されているか
33	休養室等の設置 (職員が50人以上又は女性職員が30人以上の事業場のみが対象)	安衛則第618条、事務所則第21条	臥床することのできる休養室又は休養所が男女別に設けられているか
34	その他執務室・機械等の管理	安衛法等	執務室、機械等について法令で定められている管理ができていないか

<助言事項>

	項目	関係法令等	内容
1	客観的記録の活用 (教職員のみが対象)	—	客観的記録をもとに教職員の勤務時間の確認及び時間管理への活用がされているか
2	【重点】 長時間勤務の縮減 (教員のみが対象)	府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針(R1.7.11)	任命権者の定める方針等に沿って、教員の長時間勤務の縮減が進められているか
3	業務外での在庁 (教育委員会については、教員以外の職員が対象)	—	業務以外で勤務時間外に長時間在庁している職員がいないか、又は業務以外で勤務時間外に職員が在庁している日が多く見られないか
4	業務の偏在 (教育委員会については、教員以外の職員が対象)	「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(厚労省通知(R2.4.1基発0401第11号))	業務の集中や偏在に対する対策が取られているか (時間外勤務が一定以上で、かつ所属の平均時間外勤務時間数の2倍を超えている職員がいないか)
5	【重点】 週休日の振替	—	週休日の未振替者のうち、替わりの週休日を事前に決定できず、時間外勤務手当支給対象となっている職員がいないか
6	年次休暇の取得促進	—	年次休暇の5日以上の取得推進に向けた取組が行われているか
7	【重点】 夏季特別休暇の取得促進	—	夏季特別休暇の完全取得に向けた取組が行われているか (夏季特別休暇(5日)を完全取得しなかった職員がいないか)
8	医師による面接指導の実施(教職員)	安衛法第66条の8、安衛則第52条の2、3	長時間勤務を行った職員に対する医師による面接指導が、任命権者の基準により実施されているか
9	その他		職員の勤務環境等について、職場巡視等を通じて必要に応じ助言を実施

<ul style="list-style-type: none"> <li>・労基法：労働基準法</li> <li>・労規則：労働基準法施行規則</li> <li>・安衛法：労働安全衛生法</li> <li>・安衛令：労働安全衛生法施行令</li> <li>・安衛則：労働安全衛生規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機則：有機溶剤中毒予防規則</li> <li>・特化則：特定化学物質障害予防規則</li> <li>・高圧則：高気圧作業安全衛生規則</li> <li>・電離則：電離放射線障害防止規則</li> <li>・鉛 則：鉛中毒予防規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与条例：職員の給与等に関する条例(京都府条例第28号)</li> <li>・給与規則：職員の給与、勤務時間等に関する規則(京都府人事委員会規則6-2)</li> <li>・事務所則：事務所衛生基準規則</li> </ul>
--	--	--